

「都道首都高速 1 号線等に関する事業」別紙－ 2 9 料金の額及びその徴収期間の一部について下記のとおり変更しました。

記

料金の額及びその徴収期間 別添 2 中

「

「

埼玉県道高速さいたま戸田線

埼玉県道高速さいたま戸田線

浦和南
(ETC)

を

浦和南
(ETC、入口
に限る。)

に変更する。